

## 議員提出議案等 ー 令和3年3月定例会

発議番号	議案名等	議決結果	議決日
発議第1号	三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）	可決	2月26日
発議第2号	三次市議会会議規則の一部を改正する規則（案）	可決	3月19日

※ 次ページから各発議の内容を掲載しています。

令和3年2月26日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員	大 森 俊 和
〃	小 田 伸 次
〃	宍 戸 稔
〃	齊 木 亨
〃	横 光 春 市
〃	伊 藤 芳 則
〃	黒 木 靖 治
〃	藤 井 憲一郎
〃	藤 岡 一 弘
〃	掛 田 勝 彦

三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）の提出について

地方自治法第112条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記条例（案）を次のとおり提出する。

発議第 1 号

三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

三次市議会委員会条例（平成 16 年三次市条例第 266 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「危機管理監」の次に「，情報政策監」を加える。

附 則

この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和3年3月19日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員	大 森 俊 和
〃	小 田 伸 次
〃	宍 戸 稔
〃	齊 木 亨
〃	横 光 春 市
〃	伊 藤 芳 則
〃	黒 木 靖 治
〃	藤 井 憲一郎
〃	藤 岡 一 弘
〃	掛 田 勝 彦

三次市議会会議規則の一部を改正する規則（案）の提出について

地方自治法第112条及び三次市議会会議規則第13条の規定により、上記規則（案）を次のとおり提出する。

発議第2号

## 三次市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

三次市議会会議規則（平成16年三次市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務，疾病，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め，同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「事故」を「公務，疾病，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め，同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして」に改める。

第136条第1項中「，請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し，請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し，請願者が署名又は記名押印」に改め，同条中第4項を第5項とし，第3項を第4項とし，同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には，邦文を用いて，請願の趣旨，提出年月日，法人の名称及び所在地を記載し，代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

### 附 則

この規則は，令和3年4月1日から施行する。